様式第１号（第４条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者→県）

　　省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

交付申請書

文書番号

　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

補助事業者名

所在地

代表者氏名

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額

　　金　　　　　　　円

２　補助事業の目的

３　補助事業の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業費（円） | 負担区分（円） | 備考 |
| 県費 | 市町村費 | その他 |  |
| １　省エネ機器 |  |  |  |  |  |
| ２　被覆資材 |  |  |  |  |  |
| ３　事業推進費 |  |  |  |  |  |

　　（注）本事業においては、消費税法第60条の特例に該当する補助事業者を除き、消費税等相当額は補助対象としない。

４　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業費（円） | 負担区分（円） | 備考 |
| 県費 | 市町村費 | その他 |
|  |  |  |  |  |

　　（注）本事業においては、消費税法第60条の特例に該当する補助事業者を除き、消費税等相当額は補助対象としない。

５　事業完了予定年月日

　　　　年　　月　　日

６　収支予算

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額（円） | 前年度予算額（円） | 比較増減 | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 県補助金 |  | － |  |  |  |
| 市町村補助金 |  | － |  |  |  |
| その他 |  | － |  |  |  |
| 計 |  | － |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額（円） | 前年度予算額（円） | 比較増減 | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 省エネ機器 |  | － |  |  |  |
| 被覆資材 |  | － |  |  |  |
| 事業推進費 |  | － |  |  |  |
| 計 |  | － |  |  |  |

７　添付資料

（１）間接補助金として支出する市町村は、市町村の補助金交付に関する規定、要綱等（実績報告にあっては、省略する。）

（２）実績報告にあっては、要領に掲げる事業参加者総括表１・２、様式第２号別添１及び２

（３）実績報告にあっては、導入した省エネ機器等の納品書・領収書等の写し、財産管理台帳（様式第９号）

（４）その他必要となる資料

様式第２号（第７条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（県→補助事業者）

　　省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

交付決定通知書

文書番号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　年　月　日付け文書番号で申請のあった省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）については、下記のとおり交付する。

記

１　事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の目的及び内容は、申請書の記２及び記３に記載されたとおりとする。

２　補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額　金　　　　　　　　円

３　支払方法

原則として、精算払とする。

４　経費の配分

経費の配分については、申請書の記４に記載されたとおりとする。

５　補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に従わなければならない。

６　条件

（１）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（２）補助事業者は、別表３の欄に掲げる重要な変更に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

（４）補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（５）補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。

（６）補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

　　　ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第９号の財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第16条で規定する期間整備保管しなければならない。

（７）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助事業者は、前号の財産のうち１件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。

（９）補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（10）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、（１）から（９）までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。

（11）補助事業者は、（10）において準じる（８）により、間接補助事業者に対し、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

（12）補助事業者は、（10）において準じる（９）により、間接補助事業者からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

様式第３号（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者→県）

　　省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

変更(中止･廃止)承認申請書

文書番号

　　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

補助事業者名

所在地

代表者氏名

　年　月　日付け文書番号で補助金の交付決定の通知を受けた省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

（注）１　記の記載要領は、様式第１号に準ずるものとする。この場合、「補助事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　補助金額が増額する場合は、件名を「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請する。」を「下記のとおり変更の承認及び補助金○○○円の追加交付を受けたいので申請する。」とすること。

様式第４号（第９条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者→県）

文書番号

　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

補助事業者名

所在地

代表者氏名

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

遂行状況報告書

　　年　　月　　日付け文書番号で交付決定の通知を受けた上記の補助事業の遂行状況について、省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金交付要綱第９条に基づき下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 事業費 | 事　業　の　遂　行　状　況 | 備　　考 |
| 補助金の交付決定に係る年度の12月31日までに完了したもの | 補助金の交付決定に係る年度の1月1日以降に実施するもの |
| 事業費 | 出来高 | 事業費 | 事業完了予定年月日 |
| 省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分） | 円 | 　　円 | 　　　　％ | 　　円 | 令和　年　月　日 |  |

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第５号（第10条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者→県）

　　省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業（令和○年度補正予算分）

実績報告書

文書番号

　　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

　補助事業者名

　所在地

代表者氏名

　年　月　日付け文書番号で補助金の交付決定の通知を受けた省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業（令和○年度補正予算分）が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）　記の記載要領は、様式第１号に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「補助事業の目的」を「補助事業の成果」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、「収支予算」を「収支決算」に、「本年度予算額」は「本年度精算額」に、「前年度予算額」を「本年度予算額」に書き換えるものとする。

軽微な変更があった場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を２段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

様式第６号（第11条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（県→補助事業者）

　　省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

交付額確定通知書

文書番号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　年　月　日付け文書番号で補助金の交付決定の通知をした省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）については、　年　月　日付け文書番号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

１　補助金交付決定額　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金交付確定額　金　　　　　　　　　　　円

様式第７号（第12条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者→県）

文書番号

　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

補助事業者名

所在地

代表者氏名

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

精算払請求書

　　年　　月　　日付け文書番号で交付決定通知のあった省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）について、精算払を受けたいので下記のとおり請求します。

記

１　補助事業者名

２　完了年月日

３　補助金請求額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 |
| 金額 | 出来高 | 金額 | 出来高 |
| 省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業（令和○年度補正予算分） | 円 | 円 | ％ | 円 | ％ | 円 |

　※　本事業は第２条により原則として精算払とするが、やむを得ない事情等により、一部概算払請求を行う場合には必要に応じて既受領額・残額欄を活用する。

様式第８号（第12条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者→県）

文書番号

　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

補助事業者名

所在地

代表者氏名

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）

概算払請求書

　　年　　月　　日付け文書番号で交付決定通知のあった省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和○年度補正予算分）について、概算払を受けたいので下記のとおり請求します。

記

１　補助事業者名

２　完了予定年月日

３　補助金請求額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 |
| 金額 | 出来高 | 金額 | 出来高 |
| 省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業（令和○年度補正予算分） | 円 | 円 | ％ | 円 | ％ | 円 |

　※　本事業は第２条により原則として精算払とするが、やむを得ない事情により一部概算払請求を行う場合には本様式を使用することとし、必要に応じて既受領額・残額欄を活用する。

４　添付資料

　・　概算払に至った事情を記載した理由書（様式任意）